

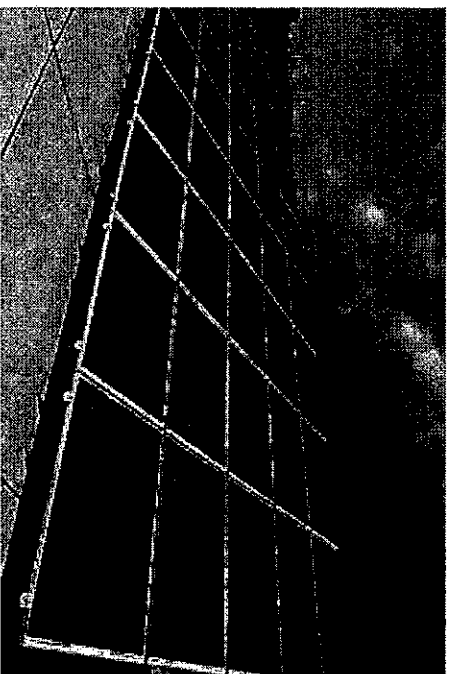
現在位置: [ホーム](#) > [環境](#) > [再生可能エネルギー](#) > 市民発電所増設事業 (太陽光発電の土地貸し事業) の実施事業者募集について

市民発電所増設事業 (太陽光発電の土地貸し事業) の実施事業者募集について

サイト シェア 22

ID番号 1011976 更新日 平成27年9月24日

印刷



宝塚市では、地域の条件に配慮し、周辺住民との合意形成が図られ、災害時等、エネルギーの自立性により多くの住民の賛同や支援を得ることのできる発電所である市民発電所の設置を通して、市有地を活用した官民協働事業として、再生可能エネルギーの更なる利用の推進を図っています。

候補地となる市有地

宝塚市大原野字宮脇13番2地先 外2筆 (公簿面積の合計687平方メートル)

スケジュール

公募開始 平成27年 (2015年) 8月 3日 (月曜日)

現地説明会 平成27年 (2015年) 8月18日 (火曜日)
(終了しました。)

参加申込書提出期限 平成27年 (2015年) 8月26日 (水曜日)
(締め切りました。) 4社から参加申込受理

参加資格審査結果通知 平成27年 (2015年) 8月31日 (月曜日)
(対象事業者へ発送しました。)

質問書提出期限 平成27年 (2015年) 9月 3日 (木曜日)
(締め切りました。)

事業計画書提出期限 平成27年(2015年) 9月24日(木曜日)
(締め切りました。)

このページに関するお問い合わせ

環境部 環境室 地域エネルギー課
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 本庁1階
電話 : 0797-77-2361 ファクス : 0797-71-1159
お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

宝塚市再生可能エネルギー導入推進に係る事業者選定部会設置規程

(設置)

第1条 本市における再生可能エネルギー導入推進に係る事業の事業者公募(以下、「公募」という。)を実施するにあたり、最も優れた提案を行った事業者の選定を厳正かつ公正に行うため、宝塚市再生可能エネルギー推進審議会規則(平成25年規則第32号)第7条第1項の規定に基づき、宝塚市再生可能エネルギー推進審議会(以下、「審議会」という。)に宝塚市再生可能エネルギー導入推進に係る事業者選定部会(以下、「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の事務を行う。

- (1) 事業者の選定基準の策定に関する事項
- (2) 事業者の選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は、応募のあった事業者(以下、「応募事業者」という。)の当事者又は当該事業の利害関係人を除き、審議会委員のうち会長が指名する5人以内で組織する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会長は、審議会会長が指名する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会の会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会の会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 4 部会の会議は、出席した部会員の過半数の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(選定結果報告)

第6条 部会は、公募に関し、応募事業者の事業計画書等を審議し、候補者となる事業者を選定した上で、会長に報告する。この場合における報告は、審議会の決定とみなす。

(意見の開陳その他の協力依頼)

第7条 部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、部会員以外の者に意見の開陳、説明その他必要な協力を依頼することができる。

(秘密の保持)

第8条 部会員は、部会の会議により知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(中立の保持)

第9条 部会員は、応募事業者に対して利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、地域エネルギー課で行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年10月16日から施行する。